

入間市障がい者福祉プラン（令和3～5年度）取組状況報告書

●基本方針1 健康と暮らしをまもる施策

重点課題(1) あらゆる障がい者（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築

施策1	地域生活支援の充実を図る
◆令和3～5年度の取組状況 ※プランには概ね次の点が記載されています。 ・障がい者の地域生活の充実 ・保健・医療・福祉関係機関の連携強化 ・支援が必要な障がい者への訪問等による把握と支援 ・自立生活援助サービス体制の整備 ・地域移行支援・地域定着支援の利用促進 ・日中活動の場の整備 《令和5年度の取組（年度当初予定）》 地域保健課 ・障がい者の地域生活支援の充実 - ソーシャルクラブ等の地域リハビリテーションを実施し、精神障がい者の地域生活を支援します。 「いるまぴあ」 24回開催 ※精神疾患がある人もない人も対象 「家族ぴあ」 6回開催 ※精神疾患がある人の家族が対象 ・保健・医療・福祉関係機関の連携強化 - 精神保健福祉医療地域連携会議を実施し、事例検討、課題研究などを通して情報共有し、共通理解を図ります。 ・支援が必要な精神障がい者の訪問等による把握と支援 - 精神保健福祉士、保健師等の専門職がアウトリーチを行うことにより、潜在的なニーズを把握し、支援していきます。 ・保健・医療・福祉関係機関と連携を図り、精神障がい者の地域移行及び地域定着を支援します。 障害者支援課 ○保健・医療・福祉関係機関の連携強化 ○地域移行支援、地域定着支援の利用促進 - 精神障害にも対応した包括ケアシステムを推進するため、「入間市精神保健福祉医療地域連携会議」を開催し、保健・医療・福祉関係機関の連携の強化を図っていく。また、会議の中で、地域移行・地域定着の事例を検討することで、制度の周知を図っていく。	

○支援が必要な障がい者への訪問等による把握と支援

「緊急時対応のための利用登録書」の周知を強化し、ハイリスク支援者の把握をすすめ、緊急時にスムーズな支援をおこなえるよう整備を図る。

《令和5年度の取組の評価》

地域保健課

「障がい者の地域生活支援の充実」については、予定通り「いるまぴあ」24回（参加者計223人）、「家族ぴあ」6回（参加者計47人）を開催。精神障がい者やメンタルヘルス、社会生活に課題を抱えるひとやその家族の活動、分かち合いの場として機能した。

「保健・医療・福祉関係機関の連携強化」については「精神保健福祉医療地域連携会議」を12月21日開催、関係機関50か所、合計98名が参加した。4年ぶりの対面開催で、「つながりをする」事例集を作成、報告した。また、精神保健福祉法の改正に合わせ、重層的支援体制に向けた国の施策について講師を招き、参加者と情報共有ができた。

「支援が必要な精神障がい者の訪問等による把握と支援」については専門職で合計227件の訪問を実施。ひきこもりや関りが困難な人などへ支援、見守りを行い本人から情報発信がない場合にも対応することができた。

保健所や医療機関からの情報提供をもとに退院支援を主として、生活が安定するまでの見守りや福祉事業所など必要な支援機関とのセッティングなどを行うことができた。

障害者支援課

○保健・医療・福祉関係機関の連携強化を図った。

○地域移行支援、地域定着支援の利用促進

精神障害にも対応した包括ケアシステムを推進するため、「入間市精神保健福祉医療地域連携会議」を開催し、保健・医療・福祉関係機関の支援者が一堂に会し、顔を合わせることで連携の強化を図りました。また、会議の中で、地域移行・地域定着の事例を検討することで、制度の周知を図った。

○支援が必要な障がい者への訪問等による把握と支援

「緊急時対応のための利用登録書」の周知を定期的にSNSなどで発信し、ハイリスク支援者の把握をすすめ、また緊急時の対応フローを相談支援員と情報共有することで緊急時にスムーズな支援をおこなえるよう整備を図った。

《令和3～5年度の総括》

地域保健課

新型コロナウイルスの影響を受けながら、支援や会議など様々な業務においてオンライン化を試す機会となった。時間や地理的な制約を超えて対応できること、対人関係に課題を抱えるもネット上ではコミュニケーションが可能なひとへの支援などメリットが見えた。

一方で、市民・支援者ともに対面でのコミュニケーションをとり、直接みる情報量の多さ、重要性を感じる期間となった。

感染症の終息に伴い、「いるまぴあ」や「精神保健福祉医療地域連携会議」など各事業の参加者数も増加。支援対象者にとっての活動の場、支援者にとっての情報共有や支援者支援などそれぞれのニーズが改めてみえた。

相談内容については明らかな精神疾患やすでに医療機関に受診している場合に限らず、

メンタルヘルスや社会生活に課題を抱えるひとからの相談も増加しており、社会環境の変化に伴いニーズにも変化が見られている。

今後は相談内容や対象者の変化に伴い、現在実施している事業の内容の調整や新たなニーズに応じて、事業の終結、新規立ち上げなど柔軟な支援が必要である。

障害者支援課

○保健・医療・福祉関係機関の連携強化

「入間市精神保健福祉医療地域連携会議」を開催し、3か年で約250人の保健・医療・福祉関係機関の支援者が参加し、顔を合わせることで連携の強化を図ることができた。

○支援が必要な障がい者への訪問等による把握と支援

地域生活支援拠点等事業の「相談」の機能における「緊急時対応のための利用登録書」の周知を市ホームページやSNS、各関係機関との連携会議等を通じて定期的におこない、ハイリスク支援者の把握をすすめ、また緊急時の対応フローを相談支援員と情報共有することで緊急時にスムーズな支援をおこなえるよう整備をおこなった。

《障がい者福祉プラン取組評価（達成度）》

地域保健課 「達成・概ね達成」 達成率 90%以上

障害者支援課「変化なし」 達成率-10%以上 10%未満

重点課題(2) 地域で安心できる暮らしの支援

施策2	いざという時のための支援体制をつくる
◆令和3～5年度の取組状況 ※プランには概ね次の点が記載されています。 ・地域交流の促進 ・避難行動要支援者避難支援制度の周知や避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の策定・充実 ・地域の避難支援体制の整備 ・防災訓練における避難支援訓練の実施 ・災害に対する家庭での備えについての啓発 《令和5年度取組（年度当初予定）》 市民安全課（元危機管理課） （1）地域交流の促進 ・自主防災会を対象とする防災相談会を開催し、自主防災会の地域支援活動を支援する。 ・防災講座を開催するなどし、災害に対する家庭での備えについての周知及び啓発を実施する。 （2）避難行動要支援者避難支援制度の周知や避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の策定・充実 ・自主防災会等の地域支援者に対し、個別支援計画の策定の働きかけを行う。また、地域支援者が、個別避難計画を作成しやすい体制を構築する。	

地域振興課

各区・自治会は地域コミュニティを形成するための中核を担っており、自治会活動、地域活動は地域のつながりを構築するために必要不可欠であることから、各地区センターを拠点として、各地域で継続した各種活動を行うための情報提供等を行っています。

障害者支援課

- ・避難行動要支援者避難支援体制の整備を図るため、危機管理課と連携する。

《令和5年度の実施の評価》

市民安全課（元危機管理課）

- （１）自主防災会や住民を対象に防災講座を10回実施し、396人の方に受講していただいた。また、ケーブルテレビでの防災番組放送及び市報等にて、防災に関する周知及び啓発を行った。
- （２）ホームページや市報等にて、避難行動要支援者避難支援制度の周知を行った。自主防災会に対し、個別支援計画の作成の働きかけを行った。避難行動支援者名簿の同意者は2,995件、うち個別避難計画の作成件数は、272件（令和6年4月1日現在）となった。

地域振興課

人と人とのつながりを地域で築くためには、各区や自治会の自治会活動、地域活動が重要な役割を果たしています。「誰一人取り残さない地域社会」を実現するために、各地区センターと連合区長会と連携し、情報提供を継続的に取り組んでいます。

障害者支援課

- ・常時、人工呼吸器の使用が必要な障害者が発電機（日常生活用具）の給付申請で来庁した際には、個別避難計画作成の必要性について説明し、危機管理課へ案内する等の連携、情報共有を図った。

《令和3～5年度の総括》

市民安全課（元危機管理課）

- ・自主防災会や住民を対象とした防災講座の実施及び、ケーブルテレビでの防災番組放送や市報等にて、防災に関する周知及び啓発を行った。また、自主防災会の希望に応じ相談会を実施し、自主防災会の地域支援活動を支援した。
- ・ホームページや市報等にて、避難行動要支援者避難支援制度の周知を行った。自主防災会に対し、個別支援計画の作成の働きかけを行った他、個別支援計画作成を促進するための制度変更を行った。また、制度を推進させるために地域支援者が一堂に会した連携会議で意見交換を行い、関係機関との連携も構築した。

地域振興課

各地区センターと連合区長会と連携し、継続的な情報提供を実施しており、「誰一人取り残さない地域社会」を目指して取り組んでいます。

障害者支援課

- ・避難行動要支援者を把握し、個別避難計画を作成するため、危機管理課と必要な情報共有を図った。

《障がい者福祉プラン取組評価（達成度）》

市民安全課（元危機管理課）「改善」 達成率 50%以上 90%未満

地域振興課 「改善」 達成率 50%以上 90%未満

障害者支援課 「やや改善」 達成率 10%以上 50%未満

施策3	災害時に安心して避難生活を送るために
◆令和3～5年度取組状況 ※プランには概ね次の点が記載されています。 ・備蓄品の充実、必要物資の調達ルートの確立 ・障がい者の意見を反映するための体制づくり ・福祉避難所の指定を増やす ・避難所開設訓練の実施 《令和5年度取組（年度当初予定）》 危機管理課 ・福祉避難所の強化 福祉避難所への直接避難ができる体制を構築する。 高齢者支援課 入間市老人福祉施設長会に参加する高齢者福祉施設に対し、災害発生時に備えた訓練の実施状況や備蓄状況等を確認する。 障害者支援課 ・福祉避難所の指定を増やす。 《令和5年度取組の評価》 危機管理課 入間市では青少年活動センター、わかくさ高等特別支援学級、老人福祉センターの3か所を福祉避難所として、それぞれ担当の職員を配置し、実災害時には対応が可能な状況です。 また、市内各地にある福祉施設では避難計画を策定しており、利用者にとっても安心して避難が出来る状況にあります。 こうした点から福祉避難所への直接避難が出来る体制が構築できていると認識しています。	

高齢者支援課

入間市老人福祉施設長会に参加する高齢者福祉施設（特別養護老人ホームおよびケアハウス）、グループホームと老人福祉センターに対し、書面にて備蓄状況等の確認をした。

障害者支援課

- ・現状数（8施設）を維持した。

《令和3～5年度の総括》

危機管理課

先にあげた取組のほか、入間市では令和3年度から令和5年度にかけて、入間市防災訓練の内容を大きく変更し、これまでの各自主防災会が各地で初期消火や炊出しを行うことを主とした訓練内容から、直接避難所に集まり避難所開設・運営訓練に重点を置くこととしています。

こうしたことから、避難者が障がいを持っていたとしても、職員の参集が間に合わない状況でも、近隣の避難所が開く可能性が大きくなり、災害時の安心した避難生活へ繋がる取組が出来ています。

高齢者支援課

福祉避難所協定を新たに1件締結したり、高齢者施設の防災体制の確認をするなど、計画に沿った取組が実施できた。

障害者支援課

- ・令和4年度に、福祉避難所の設置運営に関する協定書を1件締結した。それぞれの福祉避難所の事情に合わせた協定書の見直し（変更）を行った。
- ・今後は、具体的な有事を想定し、福祉避難所の備品や開設訓練等の検討が急がれる。

《障がい者福祉プラン取組評価（達成度）》

危機管理課 「達成・概ね達成」 達成率 90%以上

高齢者支援課 「達成・概ね達成」 達成率 90%以上

障害者支援課 「変化なし」 達成率-10%以上 10%未満

基本方針2 地域で暮らしていくための支援

重点課題（3）相談支援の充実

施策4	身近で利用しやすい相談のしくみづくり
◆令和3～5年度の取組状況 ※プランには概ね次の点が記載されています。 ・相談支援事業の充実 ・入間市障害者基幹相談支援センターの活動の充実とネットワークの構築 ・地域移行支援・地域定着支援の利用促進 《令和5年度の取組（年度当初予定）》 障害者支援課 ○障害者基幹相談支援センターを中心として、相談支援の質の向上のため相談支援事業所連絡会（年10回）を開催し、事例検討や情報交換をおこなう。また、定期的に委託相談支援事業所の事例検討会をおこない、委託相談のスキルアップを図る。 ○障害者基幹相談支援センターが行う相談支援スキルアップ研修等を通じて関係機関とのネットワークの構築、連携強化に努めていく。 ○障害者基幹相談支援センターが制度利用の窓口として、医療機関との調整をおこなうことで、地域移行支援の利用促進を図る。 《令和5年度の取組の評価》 障害者支援課 ・年間に10回以上相談支援事業所連絡会を開催し、事例検討や情報交換をおこなった。 ・令和6年1月26日「相談支援スキルアップ研修～アセスメントとケース検討技術を高める！～」参加者15名。1日の研修で、午前中はアセスメントについて、午後はケース検討会についての研修を実施。事前に参加者各自が準備したケースを深めることで、専門的なアセスメント手法について習得した。 《令和3～5年度の総括》 障害者支援課 ・定期的に相談支援事業所連絡会を開催し、行政と相談支援事業所間でケース検討や加算に関しての情報提供をおこなうことができた。 ・令和5年から相談支援事業所の相談員向けのアセスメント・ケース検討技術の向上を目的としたスキルアップ研修を開催した。事前に参加者各自が準備したケースを深めることで、専門的なアセスメント手法について習得した。令和6年度も開催予定。 《障がい者福祉プラン取組評価（達成度）》 障害者支援課 「変化なし」 達成率-10%以上 10%未満	

施策 5	障がい児相談支援の実施
◆令和3～5年度の取組状況 ※プランには概ね次の点が記載されています。 ・入間市児童発達支援センターういずを中心とした関係機関の連携強化 ・事例検討による相談支援の質の向上 ・支援が必要な家庭への訪問等による把握と支援 ・障がい児相談支援におけるワンストップサービスの充実 《令和5年度の取組（年度当初予定）》 こども支援課 ・相談支援活動を中心に関係機関の一層の連携強化を図る。 ・効果的に連携するため発達支援システムを導入して0～18歳までの記録や支援情報を継続的に管理する。 地域保健課 ・支援が必要な家庭の訪問等による把握と支援 精神保健福祉士、保健師等の専門職が家庭訪問や関係機関との連携により支援の必要な家庭を把握し、支援していきます。 障害者支援課 ○障がい児者の相談支援関係機関が参加する障害者基幹相談支援センターが行う相談支援事業所連絡会に児童発達支援センターういずの参加を引き続き呼びかけ、地域課題や実施体制等について意見交換や情報共有等を行い、連携強化に努めていく。また、相談支援センターりぼんと児童発達支援センターういずの役割や連携方法等について意見交換を行いながら、保護者等から利用しやすい相談窓口となるよう努めていく。 ○障害者基幹相談支援センターが行う相談支援事業所連絡会において、事例検討やグループスーパービジョン等を通じ、地域課題の抽出や情報共有等を行い、地域の相談支援の質の向上に努めていく。 ○保健部門や、児童発達支援センターういず、委託相談事業所と情報共有を図りながら必要な支援が速やかに提供できるよう引き続き連携をしていく。 ○保健・教育等の関係機関と情報共有を図り、早期に相談支援の対応をすることで、障がい児やその家族が緊急事態等になる前に状況を把握し、必要な支援につなげていけるよう努めていく。 《令和5年度の取組の評価》 こども支援課 ・施設に対する支援を実施した。（随時） 市内の保育所、幼稚園、学校、学童の職員からの相談を受け実際に現場に赴き、支援方法や該当児の様子を共有し、連携の強化に繋がった。 反省点としては、相談依頼のない施設もあったので施設支援の周知を図る必要がある。 ・関係各機関と情報共有の会議を実施した。（年6回） 関係機関が持っている情報を互いに共有し、スムーズな相談支援に繋がった。 反省点としては、内部の打ち合わせ時間が少なく、今後改善が求められる。 ・発達支援システムを導入し、継続的な管理を行える環境を整えた。 システムを導入した事により、情報が明確化された。 反省点としては、導入のみで各機関との情報共有までは活用できていないため、今後	

活用の幅を広げていく必要がある。

地域保健課

乳幼児期に身体発達や精神発達の遅れのある子どもに対して、家庭訪問や専門相談を実施し、療育等の支援機関につなげました。

障がい児のサービスを利用するにあたっては、保護者の受容に配慮した対応をおこなっています。

乳幼児等訪問指導 延べ 222人

発育発達相談 延べ 32人

子ども相談室 延べ 32人

障害者支援課

○相談支援事業所連絡会には、相談支援事業所や入間市基幹相談支援センターの他児童発達支援センターういず、障害児通所支援事業所、地域保健課等の多機関から子どもの支援者が参加し、連携強化を図ることができた。

○相談支援事業所連絡会内で研修を実施したり、発達障害児支援のためのツールについて支援者が学んだりしたことで、支援における課題を共有できた。

○相談支援事業所連絡会 令和5年度：10回開催

○教育と福祉の一層の連携等推進を目的とした会議（定例会含む）

令和5年度：13回

《令和3～5年度の総括》

地域保健課

乳幼児期に身体発達や精神発達の遅れのある子どもに対して、家庭訪問や専門相談を実施することで保護者の育児不安の軽減につながっています。また、療育等の支援機関につながることで、お子さんにあった発達の促進ができ、保護者の負担軽減にもつながっています。

障害者支援課

障害児支援に関わる機関や職種は確実に増えており、各支援者の視点で支援ができた。また、その支援内容や方法の共有化が図られている。

障害児本人だけでなく、児を取り巻く家族関係や環境に課題があるということが共有でき、障害児支援の充実につながっていると評価できる。

《障がい者福祉プラン取組評価（達成度）》

こども支援課 「改善」 達成率 50%以上 90%未満

地域保健課 「達成・概ね達成」 達成率 90%以上

障害者支援課 「達成・概ね達成」 達成率 90%以上

重点課題（４） はたらく支援の充実

施策 6	はたらくを支援する
◆令和3～5年度の取組状況 ※プランには概ね次の点が記載されています。 ・ 入間市障害者就労支援センターりぼんの充実 ・ 企業に対する障がい者理解及び障がい者雇用の啓発 ・ 就労支援の場の整備 ・ 市における障がい者雇用の推進 ・ 障がい者施設等からの物品等の優先調達の推進 《令和5年度の取組（年度当初予定）》 商工観光課 入間市障害者就労支援センター「りぼん」及び国・県等関係団体からの資料・パンフレット（障がい者の法定雇用率について等）を商工観光課の窓口にとともに、入間市ホームページでの情報の掲載や入間市工業会会員企業に情報を配信することによって、入間市障害者就労支援センター「りぼん」及び国・県等関係団体の取り組みを周知し、障がい者の就労について理解が深まるよう啓発を行う。 人事課 ・ 職員の採用にあたり障がい者対象枠の採用試験を実施するとともに、パートタイム職員の採用については、入間市障害者相談・就労支援センターりぼんとも連携し、雇用の促進を図っていく。 ・ 入間わかきさ高等特別支援学校と連携し、将来の知的障がい者の採用に繋げられるよう、インターンシップを実施する。 ・ 採用及び人事異動にあたりこれまで障がい者の配属がなかった課に配置するなど、市役所全体で障がい者とともに働くことについての理解を深めていく。 障害者支援課 ○就労支援センターりぼんの充実 - 障がい者の就労、職場定着等の支援をより充実させるため、障害者就労支援センターりぼんと現状や課題について意見交換や情報共有の場を毎月開催し、必要に応じて市、基幹相談支援センター、相談支援センターりぼん、就労支援センターりぼんの意見交換等の場を隔月で開催し、関係機関同士より一層の連携強化を図る。 ○企業に対する理解及び障害者雇用の啓発 - 障害者就労支援センターりぼんが中心となり、企業や商工会、ハローワーク等の就労支援機関との情報交換や情報共有等を行いながら連携を図り、働く場の確保、拡大に努める。今年度においても「障がいのある人の“働く”を考えるつどい」を開催し、障害者及びその家族、また福祉、教育、学校、事業所、企業等の関係者が参加し、講和や事例発表等を行い、さらなる障害者雇用に対する理解・促進に努める。 ○福祉的就労の場の整備 - 地域活動支援センターが障害福祉サービス事業所へ移行する場合は、スムーズに移行できるよう意見交換や情報共有等連携を図っていく。また、就労継続支援（A型、B型）、就労移行支援の利用者は増加傾向にあり、事業所の新規開設を希望する事業所と情報交換やサービス内容、運営方法等十分に確認しながら、福祉的就労の場の確保に努めている。	

く。

○障害者施設等からの物品等の優先調達の推進

障害者就労施設等が提供可能な物品・役務を一覧にまとめ、庁内に周知するとともに、市公式ホームページに掲載し、広く周知する。

《令和5年度の取組の評価》

商工観光会

商工観光課の窓口に入間市障害者就労支援センター「りぼん」及び国・県等関係団体からの資料・パンフレット等を置き、啓発に務めた。

また、障がい者の法定雇用率の引上げ等の情報を入間市ホームページに掲載することや入間市工業会会員に対して、随時情報発信する等して周知を図った。

人事課

- ・入間わかき高等特別支援学校と連携したインターンシップは、知的障害の学生を1名受け入れた。
- ・障がい者対象の採用試験を実施するとともに、入間市障害者相談・就労支援センターりぼんと連携し、新たに障がいのある職員を1人雇用した。また、人事異動により、新たな課に障がいのある職員を配置した。
- ・これらの取り組みにより、障がい者とともに働くことについての理解を含め、障がい者が働く機会の拡大を図ることができた。

障害者支援課

○入間市就労支援センターりぼんの充実

就労支援センターりぼん、障害者基幹相談支援センターと定例会を隔月で開催し、意見交換や情報共有を行い、連携を図ることができました。

○企業に対する障がい者理解及び障がい者雇用の啓発

就労支援センターりぼんが中心となり、企業や商工会、ハローワーク等の就労支援機関との情報交換・共有等を行いながら連携を図り、働く場の確保、拡大に努めました。

また、令和5年12月2日（土）に第13回「障がい者のある人の“働く”を考えるつどい」を開催し、障害者及びその家族、また福祉、事業所、企業等の関係者が参加し、講話や事例発表、意見交換等を行うことで、障害者雇用の促進に努めることができました。

○就労支援の場の整備

就労支援事業所の新規開設においては相談があり次第、サービス内容や実績、運営方法等を十分に確認し、福祉的就労の場の整備に努めることができました。

- ・障害者就労施設等が提供可能な物品・役務を一覧にまとめ、庁内に周知するとともに、市公式ホームページに掲載し、広く周知した。
- ・令和4年度の本市の調達実績について、庁内の実績を取りまとめ、令和5年度の調達目標と合わせて、市公式ホームページに掲載し、広く周知した。

《令和3～5年度の総括》

商工観光課

継続して障がい者雇用に関する情報を各所に発信することで、啓発に努めた。また、当

課で行っている就業相談や内職相談等の相談事業において、障がいのある方からご相談があった場合には、入間市障害者就労支援センター「りぼん」へ連携することで、就労支援に努めた。

人事課

- ・障がいのある学生をインターンシップとして受け入れることや障がいのある職員の雇用と新たな課への職員の配置ができた。
- ・今後も継続的にインターンシップの受け入れや新たな職員の雇用、新たな課への配置について、市役所全体で障がい者とともに働くことについての理解を深めていく。

障害者支援課

- ・令和3年3月の就労継続支援A型の利用者は55人、就労継続支援B型は322人でしたが、令和5年度はA型が56人、B型が367人と増加している。今後も企業等に雇用されることが困難な障害者の生産活動、その他の活動の機会の場として利用者は増えていくと思われ、新たに事業所を開設希望する事業者と情報交換等を行いながら、福祉的就労の場の確保に努めていく。
- ・前年度の本市の調達実績、当年度の調達目標の公開に関しては、毎年度実施できた。
- ・調達実績については新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業の中止等の影響を受け、減額となった年もあったが、コロナ禍になり、今後の増額を実現したい。

《障がい者福祉プラン取組評価（達成度）》

人事課	「変化なし」 達成率-10%以上 10%未満
障害者支援課	「変化なし」 達成率-10%以上 10%未満

基本方針3 障がいのある子どもとその家族への支援

重点課題（5） 障がいのある子どもとその家族への支援の充実と、共に学び共に育つ場の整備

施策7	子どもの育ちをみんなで一緒に支えていける支援体制の充実を図る
◆令和3～5年度の取組状況 ※プランには概ね次の点が記載されています。 ・入間市児童発達支援センターういずを中心とした関係機関の連携を強化し、支援体制の充実を図る ・障がい児やその家族に向けた早期発見、早期支援の充実 ・訪問支援体制の充実	
《令和5年度の取組（年度当初予定）》 こども支援課 ・入間市児童発達支援センターを中心に、教育・保健・福祉関係機関の連携体制の一層の	

充実を図る

- ・障がい児とその家族を地域で支援する関係者に向けた発達支援の研修を実施し地域の支援力を強化する。

地域保健課

- ・保健師等の専門職が、乳幼児健診、訪問等の機会を通じ、障がい児の早期発見、早期支援に努めます。

障害者支援課

- 障がい児支援の中核となる児童発達支援センターういずを中心に、障害者支援センターりぼんを始め、指定特定相談支援事業所や障害者基幹相談支援センターと引き続き連携を強化し、支援体制の充実を図っていく。
- 医療、保健、教育等機関の情報共有の場として支援会議を実施し、児本人と家族に対して切れ目のない支援の体制を充実させていく。
- 医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等コーディネーターの人材を確保し、引き続き協議の場を開催する等して医療的ケア児等支援の充実を図っていく。

《令和5年度の取組の評価》

こども支援課

- ・関係機関連絡会を開催した。(年1回)
対象：児童発達支援・放課後等デイサービス・日中一時支援・相談支援事業所、保育所(園)、幼稚園、学校、学童保育室、地域子育て支援拠点等、顔の見える関係を作り、地域の支援向上の基礎とするため、児童発達支援センター「ういず」における支援の流れについての情報提供と、保護者対応に活かすペアトレ的視点の講座を行った。
反省点として、幅広く実施できたことは良かったが今後より深い内容の研修を行う際は対象を絞る必要がある。
- ・ファミリーサポートセンター提供会員講習会で講師を務めた。
- ・教育と保健と福祉の連携にかかわる意見交換会に参加した。
- ・親支援講座を実施した。(実施回数4回 受講者87人)
障がいのある子どもの保護者を対象に開催した講座だったが、支援者からの参加もあり、具体的な支援が身につく研修が支援力の向上につながった。
反省点としては、支援者からの申し込みを想定していなかったため、今後は支援者に向けて講座の周知を図る必要がある。

地域保健課

乳幼児健診では、すべての乳幼児の心身の状況を確認することで、障がい児の早期発見、早期支援に努めました。乳幼児健診未受診者に対しては、家庭訪問等で状況を確認しています。支援が必要な場合は、専門相談や家庭訪問を案内して継続的な支援を実施しました。

3～4か月児健診	受診者 655 人	受診率 95.90%
1歳6か月児健診	707 人	98.68%
3歳児健診	848人	95.71%

障害者支援課

- 連携の強化、支援体制の充実について
児童発達支援センターういずを中心に障害児相談支援事業所及び障害者基幹相談支援センター、自立支援協議会等と情報の共有を行い、連携の強化を図ることができた。

○早期療育の導入及び家族支援について

教育・福祉・保健の連携に伴うワーキングチームに参加し、また、教育センターと定期的な意見交換会を実施し、情報の共有や必要に応じて個別ケースの実際の支援を検討する等して、早期的包括的な支援につなげた。

○医療的ケア児等支援の充実について

令和 5 年度には、医療的ケア児コーディネーター連携会議を 11 回開催し、情報共有や支援等について協議した。

また、災害時に適切な行動ができるようにすることを目的に作成した「災害時サポートブック」の内容の充実を図り保健所や医療的ケア児等コーディネーター会議参加者と協議を重ねた。

《令和 3～5 年度の総括》

地域保健課

乳幼児健診では 95% 以上の受診率を保ち、未受診者に対しても訪問等で状況を確認しており、障がい児の早期発見に努めています。また、支援が必要な場合は専門相談や家庭訪問等で継続的な支援を図っています。

障害者支援課

○連携の強化、支援体制の充実について

○早期療育の導入及び家族支援について

令和 3 年に教育・福祉・保健の連携に伴うワーキングチームがつくられ、子ども支援に関わる課に加え障害者基幹相談支援センターが参加し、教育・福祉・保健の現場での活動内容や課題等について情報共有することで、一層の連携強化と早期的包括的な支援を行った。

○医療的ケア児等支援の充実について

医療的ケアを必要とする児に関して市内 6 名の医療的ケア児等コーディネーターや市障害者基幹相談支援センターが出席して協議の場である連携会議を開催した。また、災害時に適切な行動ができるようにすることを目的に作成した「災害時サポートブック」の内容の充実を図り保健所や医療的ケア児等コーディネーター会議参加者と協議を重ねた。

《障がい者福祉プラン取組評価（達成度）》

こども支援課 「改善」 達成率 50% 以上 90% 未満

地域保健課 「達成・概ね達成」 達成率 90% 以上

障害者支援課 「やや改善」 達成率 10% 以上 50% 未満

施策 8	一人ひとりが違うことの素晴らしさを共に学ぶ保育・教育に取り組む
◆令和3～5年度の実施状況 ※プランには概ね次の点が記載されています。 ・インクルーシブ保育・教育の充実 ・教職員研修の充実 ・心のバリアフリーの推進 《令和5年度の実施（年度当初予定）》 学校教育課 ・通常の学級に在籍する障害のある、または障害の可能性のある児童生徒への理解を進めるため、通常学級における特別支援教育研修会を実施する。 ・障害のある子供の就学先については、保護者の願いを大切に、就学相談を進める。子供が力を最大限に伸ばせる学びの場を保護者と共に考えていく。その際、見学や体験を必要に応じて実施したり、情報提供をしたりしながら、合意形成をしていく。 ・個人に必要な合理的配慮を保護者と合意形成をしながら提供していく。 ・特別支援学校から市内小中学校への支援を受け入れる。 教育総務課 図書の整備については、障がいに関する図書の購入を積極的に実施するために、図書ボランティア等の指導、助言を図りながら有効的な蔵書構成を目指していく。また、障がいのある児童生徒に向けた拡大本や大活字本等の教材の充実と良書に親しむ環境整備を図る。 保育幼稚園課 （インクルーシブ保育・教育の充実） ・公立保育所においては、障がいの有無に関係なく、全ての子どもと一緒に生活できるよう取り組みます。また、配慮が必要な子どもに対しても、その特性に合わせた保育環境を整備し支援できるよう努めます。 ・公立保育所・民間保育園・認定こども園・地域型保育事業所の修繕、工事等において、障がいのある子どもを含め、全ての児童が安心・安全に施設へ通えるよう、計画的に整備を行います。 ・民間保育園・認定こども園へ「障害児保育事業費補助金」「障害児保育対策費補助金」として、加配対象となる児童の在籍施設へ補助金を支給し、保育の充実を図ります。 （教職員研修の充実 / 障害者理解教育の促進） ・公立保育所・民間保育園・認定こども園・地域型保育事業所・私立幼稚園へ、国・県が開催する障害児保育に対する研修等の情報を提供し、積極的な参加を促すことで、職員の資質の向上を図り、全ての子どもと一緒に保育活動に参加できるよう努めます。 《令和5年度の実施の評価》 学校教育課 ・通常学級における発達障害基礎理解研修会を実施し、入間市各小・中学校より1名参加し、27名で研修会をおこなった。タブレットのアクセシビリティ機能や使い方を知ることで、支援や配慮だけでなく、児童の実態を把握及び理解を深めた。教職員の児童・	

生徒との関わりを見直し、インクルーシブ推進の観点で環境設定の工夫に向けて意欲を向上することができた。

- ・未就学103件、在学135件の子どもの就学相談を実施した。なめらかな接続を大切にし、子どもにとって適した学びの場について保護者と何度も面談や見学・体験を繰り返しながら、丁寧に合意形成を図っていくことができた。

また、こども支援課、児童発達支援センター、地域保健課など関係課と情報共有等連携を図ることができた。

- ・本年度も感染症予防対策を講じながら特別支援学校からの支援籍の受け入れを行った。各特別支援学校と関係小中学校の教師は支援籍実施前に、連絡調整等連携を丁寧に図りながら行うことができた。受け入れ側の小・中学校も温かく特別支援学校からの児童・生徒を受け入れ、お互いにとって望ましい交流となった。また、児童・生徒の障害への理解も深まった。

教育総務課

令和5年度においても、図書ボランティア等の指導・助言を図りながら積極的に図書購入の購入を行い、有効的な蔵書構成と障がいのある児童生徒が良書に親しむ環境の整備を推進することができた。引き続き障がいに関する学校図書の充実を図り、児童・生徒の活用が図れるよう図書の選定に努めた。

保育幼稚園課

(インクルーシブ保育・教育の充実)

- ・配慮が必要な児童の受入れと、きめ細かい保育を実施しました。年々、配慮が必要な児童は増加傾向にあるため、今後も適宜受入れできるように努めていきます。

令和5年度職員配置・要加配児童入所状況

保育所加配職員数 46人

要加配児童数 64人(公立10施設)

- ・すべての入所児童が安心・安全な生活を送れるよう、担当者が各保育所の状況確認に努め、必要な修繕・工事等を行うことができました。老朽化により危険となった設備で子どもに危険が及ばないよう、細心の注意を払い、引き続き計画的な整備に努めていきます。

令和5年度 修繕 55件、工事6件

- ・加配対象となる児童が在籍する市内民間保育園へ下記の補助金を支給し、保育の充実を図りました。

「障害児保育事業費補助金」 8施設

「障害児保育対策費補助金」 15施設

《令和3～5年度の総括》

学校教育課

令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、感染症予防対策を講じながら、予定していた事業を継続することができた。教職員が、障害の理解を深めることで、通常学級においてもインクルーシブの観点で支援・配慮を行う意識が芽生え、支援籍学習への理解も深まっている。また、関係各課と連携を進めることで、就学相談がより丁寧にスムーズな接続が図られている。実施されている教育活動の制度を高め、新しい知見を織り込みながら今

後も充実していく必要がある。

教育総務課

3年間をととして、各学校の図書ボランティア等の指導、助言を図りながら有効的な蔵書の整備と構成に努め、障がいのある児童生徒に向けた拡大本や大活字本等の教材の充実と良書に親しむ環境整備を図ることができた。

保育幼稚園課

全体として障がいの有無に関係なく、全ての子どもと一緒に生活できるよう環境の整備や保育を提供する側の研修への参加など取り組むことができました。

補助金は対象施設が増加し、補助対応施設数も増えました。

《障がい者福祉プラン取組評価（達成度）》

学校教育課 「達成・概ね達成」 達成率 90%以上

教育総務課 「達成・概ね達成」 達成率 90%以上

保育幼稚園課 分類なし

基本方針4 生き生き暮らせるまちづくり

重点課題(6) 福祉意識の向上とボランティア活動の推進

施策9	障がい者福祉について関心や理解を深めるために
◆令和3～5年度の取組状況	
※プランには概ね次の点が記載されています。	
・ 障がい者理解のための講座等の推進	
・ 地域イベントでの交流による相互理解の促進	
・ 広報いるま、市公式ホームページ等による啓発	
《令和5年度の取組（年度当初予定）》	
学校教育課	
・ 社会科、総合的な学習の時間など各教科・領域において、各学校で実態に応じて障害者福祉教育を実施していく。	
社会教育課（公民館所管）	
・ 障がい者の創作・文化活動の支援	
各公民館で開催される文化祭や作品展では、地域の福祉施設等に通知や募集要項を配布するなど、障がい者の参加の促進に努めます。	
障がい者の文化活動への参加を支援し、公民館での文化活動へ気軽に参加いただけるようPRに努めます。	
作品募集にあわせ、文化祭開催のお知らせを配布し、文化祭への参加・来場を促します。	
文化祭において、障がい者団体等に参加していただき、文化活動・創作活動の成果を	

発表することにより、地域住民との交流を促進します。

・障がい者のスポーツ活動の促進

関係課と連携して、場所の提供及び事業の実施に取り組みます。

商工観光課

入間市観光協会との連携により、広報いるま、市公式ホームページ、入間市観光協会ホームページ、フェイスブック等のSNSをはじめとし、ポスター、チラシなどの情報提供によりイベント等の周知、参加者の募集を図る。障がいのある、なしに関わらず市や地域のイベント、事業に参加していただき、多くの人と交流していただくことで相互理解を深める。

地域振興課

地域のつながりが薄れ、地域で困っている人々や地域での課題が見えにくくなっていることから各区・自治会と連携し、地域に住む障がい者に対する理解を深め、各地域内での日常の見守り・声かけ活動、地域の中での支え合い・助け合いができる環境づくりを促進します。

地域保健課

・障がい者に対する偏見をなくし、理解を深めることができるよう普及啓発事業として、講座・講演会を行います。

①統合失調症講座（年1回）

②発達障害者支援事業講演会（年1回）

③精神保健福祉講演会（年1回）

④こころの健康教室（随時）

障害者支援課

○広報いるま、市公式ホームページ等による啓発

○広報いるまに手話のコーナー（年回）を予定

《令和5年度の取組の評価》

学校教育課

・本年度も全小中学校27校において総合的な学習の時間や社会科の時間で障害者教育を実施した。車いすに乗っての移動や目を隠しての移動を実際に行うことや、障害のある方からの話を聞く等体験活動を行った。さらに、調べ学習をとおして、障害者やその家族、生活などの環境について理解が深まった。

・特別支援コーディネーター研修会を1回実施。入間市各小・中学校より1名参加した。こども支援課・地域保健課・障害者支援課や相談事業所等と、連携に係る意見交換を行うことで、関係機関の連携による切れ目のない支援に向けて関係を深めることができた。

・本年度も親支援講座を実施。障害に悩む保護者向け講座や進路について紹介する講座や入間わかき高等特別支援学校の見学・講演会等全4回を実施した。各回30名程度の参加をいただいた。保護者を中心に理解を深めることができた。

社会教育課（公民館所管）

扇町屋公民館

文化祭や各種講座の開催時には、会場を概ね1階に設置し、館内の移動に配慮しました。

扇町屋公民館 久保稻荷分館

令和5年度開催の扇町屋久保稻荷文化祭の会場を1階に集約した事で、下肢に障がいがある方もご覧になる事が出来るように配慮しました。

東町公民館

文化祭は、通路の幅や段差の解消に配慮して開催しました。

黒須公民館

文化祭開催時に会場のレイアウトを工夫し、1階に休憩所を設置、また十分な通路の確保、段差解消スロープの設置等を行いました。

黒須公民館 高倉分館

公民館1階ロビーにて絵画、手芸等の作品展示を実施し、多くの方々に観覧していただきました。

東金子公民館

通路の幅や段差の解消に配慮して開催しました。

金子公民館

文化祭の際は、通路の幅や段差の解消に配慮して開催しました。

エレベーター前には、スペースを取り車いすが動きやすく、また館内の移動もしやすいよう配慮しました。

宮寺公民館

各種、教室・講座開催の際は可能な限り会場を1階の大会議室に設定し、館内の移動に配慮しました。

宮寺公民館 二本木分館

文化祭の会場を主にロビーと大会議室に集約し、館内の移動が少なくなるように配慮しました。

藤沢公民館

文化祭において、ふじさわ大樹作業所に出店していただき、地域住民との交流が深まりました。また、来館された障がい者に配慮した優先席を設け、気軽に観覧できる環境づくりをしました。

藤沢公民館 藤の台分館

藤の台分館はエレベーターがないため、各種、教室・講座開催の際は可能な限り会場を1階の大会議室に設定し、館内の移動に配慮しました。

東藤沢公民館

文化祭の会場を1階にして、館内の移動を高齢者、障がい者等の負担を軽減し、観覧できるように対応しました。

西武公民館

公民館の構造上、1階に文化祭の展示を集約することは不可能でしたが、令和5年度も1階の茶室で、椅子での茶会を実施し、足の不自由な方も参加することができました。

商工観光課

入間市観光協会と連携した市内外でのイベント等の周知については、各種広報媒体での情報掲載や、ポスター、チラシの掲示・配布を通し、積極的な広報活動に努めた。三井アウトレットパーク 入間を会場として開催した「狭山茶フェア（6月・12月）」や、入間市駅前で開催した「ハートウォーミングいるまハッピークリスマス2023」などにおいては、周知の効果もあり、障害のある、なしに関わらず、多くの来場者を呼び込み、人々

の交流と相互理解を深める一助とできた。

また、令和5年6月11日に開催された「わんぱく相撲入間大会」での出店に関しては、市内で福祉作業所を運営する茶の花福祉会にも出店を依頼し、団子などの販売を行った。これにより、障がいのある方の活動を来場者に知っていただく機会とすることができた。

地域振興課

各地域で障がい者福祉に対する関心を深めるためには、各地域の現状を考慮し、連合区長会、各区・自治会、関係団体などと連携して慎重に進める必要があります。そのうえで、各区・自治会への負担を軽減するための依頼事項の削減にも取り組むための調整が必要であると考えています。

地域保健課

- ① 統合失調症講座「統合失調症の基礎知識～自分らしく生きるために～」を実施。
場所：健康福祉センター
講師：南飯能病院院長角田先生
参加者45名
- ② 発達障害者支援事業講演会「あなた自身や大切な人 こんな困りごとかかえていませんか（ADHD編）～子どもから大人まで 解決へのヒントを探る～」
講師：森林公園クリニック院長稲見先生
実施方法：市公式YouTube 配信にて配信。11月16日(木)～12月24日(金)配信。
参加者56名
- ③ 精神保健福祉講演会(年2回)
第1回目：対面実施。
講義1月11日(木)「大丈夫 声かけ1つで 救われる～ゲートキーパー養成講座～カウンセリング編～」
講師：越谷心理支援センター 石渡 淳嗣 氏
参加者：20名
第2回目：市公式YouTube 配信にて配信。
1月11日(木)～3月20日(水)
「大丈夫 声かけ1つで 救われる～ゲートキーパー養成講座中高年編～」
講師：越谷心理支援センター 石渡 淳嗣 氏
49名(市民33名、市職員8名)
- ④ こころの健康教室「こころとからだのセルフケア」を実施(年4回)実施。
場所：健康福祉センター
参加者：延べ30名

障害者支援課

- ・令和3年4月1日に入間市手話言語条例を施行。関連事業として以下を実施。
 - ① 聴覚障害者の言語である手話の理解を深めるため、「広報いるま」に隔月で手話をイラストで紹介する「手話を学ぼう！」のコーナーを掲載した。
 - ② 手話を紹介する動画を関連団体と共同制作し、市公式YouTube チャンネルで公開。
 - ③ 関連団体監修のもと手話の研修動画を制作し、市職員向けに手話研修を実施した。
- ・障害や障害者に対する市民の理解と関心を深めるとともに、障害者が社会や文化などの活動に、積極的に参加すること等を促進するため、「障害者週間」(12月3日～9日)に合わせ、障害者の自立及び社会参加の支援のための事業を実施した。例年の障害者団体(施設)のパネル展示に加え、初めての試みとして「パラマルシェいるま」と「パラアートいるま」を開催。障害者団体(施設)が製作した授産品の販売会と、障害者施設の利用者が制作したアート作品の展示会を市民ギャラリーで実施した。

《令和3～5年度の総括》

学校教育課

令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、感染症予防対策を講じながら、予定していた事業を継続することができた。

特別支援コーディネーター研修会については、毎年テーマを設定して開催することで、ニーズに合った研修を開催することができた。今後も、発達に課題を抱える児童生徒について福祉と教育が一体となる地域連携・保幼小連携を促進するうえでの特別支援コーディネーターのあり方について理解を深めていく必要がある。

社会教育課（公民館所管）

障がい者に配慮した文化祭実施により、地域住民との交流が図られ、障がい者福祉の関心や理解につながった。

商工観光課

観光イベントに関しては、令和3・4年度は新型コロナウイルスの影響もあり、実施回数や運営形態に制限があったものの、令和5年度に同ウイルスが5類へと移行して以降は、多くのイベントがコロナ禍以前の形態で開催できるようになった。これにより、イベントを実施し、それを人々に周知する機会が増え、障がいのある方を含め、広く人々の交流機会を提供することができた。

地域振興課

自治会活動等による地域のつながりを通じて意識の向上が図られていると考えています。

障害者福祉に関する地域での関心、理解を深める具体的な取り組みについては、各地域の状況に配慮し、今後も連合区長会、各区・自治会長等との連携により慎重に進める必要があります。また、各区・自治会への依頼事項削減の取組みと併せて調整が必要であると考えています。

地域保健課

①「統合失調症講座」は、毎年開催しているテーマのため、年々参加者が減っている。今後は、「こころの健康講座」と名称を変更し、「うつ病」の講演会も実施して行く予定。

②③「発達障害講演会」や「精神保健福祉講演会」は、令和3年度は対面で実施し、令和4年度からオンライン配信や配信期間の設定をしたことで働き世代や子育て世代に受講していただくことができた。質疑対面実施よりも、参加率は、高くなった。受講後のアンケート回収率が低いことが課題。オンライン配信にしたことで、都合のよい時間に学習できて良かった等の意見があった。オンラインでの視聴ができない市民への配慮が課題。

④新規事業として、こころの健康教室「こころとからだのセルフケア」を市民向けに年4回実施しすることができた。セルフケアの座学だけでなく、身近にできる実践方法を取り入れ工夫したことでこころの健康の向上につなげることができた。

障害者支援課

- ・手話言語条例制定に伴い、聴覚障害者の言語である手話の理解を深めるため、関連団体と定期的な協議を行い、手話普及事業を積極的に実施した。今後も官民協働による事業展開を行っていききたい。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「障害者週間」記念事業を中止、縮小した年もあったが、令和5年度は、次年度以降につながる形の事業を実施できた。庁舎の建て替えによる会場確保の問題も予想されるが、障害や障害者に対する市民の理解と関心を深めるため、できる限り継続していききたい。

《障がい者福祉プラン取組評価（達成度）》

学校教育課 「達成・概ね達成」 達成率 90%以上

社会教育課（公民館所管） 分類なし

商工観光課 分類なし

地域振興課 「改善」 達成率 50%以上 90%未満

地域保健課 「達成・概ね達成」 達成率 90%以上

障害者支援課「達成・概ね達成」 達成率 90%以上

施策10

福祉ボランティア活動を支援する

◆令和3～5年度取組状況

※プランには概ね次の点が記載されています。

- ・ボランティアとボランティアを必要とする現場とを結びつける情報提供
- ・ボランティア育成のための啓発の実施
- ・障がい者団体とボランティア団体との交流の場の提供

《令和5年度取組（年度当初予定）》

地域振興課

- ・市と市民活動団体との中間支援組織である「まちづくりサポートネット元気な入間」と連携により、福祉ボランティア活動に限らず、様々な分野の市民活動団体との交流の場を市民活動センターを拠点として支援していきたいと考えています。
- ・ボランティアとボランティアを必要とする現場とを結びつける情報提供
- ・ボランティア育成のための啓発の実施
- ・障がい者団体とボランティア団体との交流の場の提供

地域保健課

- ・元気な入間「障害者スポーツ大会」の開催にあたっては、ボランティアを必要とする現場を結びつけられるよう、今までボランティア活動をしていない市民の方にも情報が提供できるように努め、ボランティア育成のための啓発に取り組みます。
- ・新たな生活様式を踏まえつつ、登録ボランティア団体が安全に活動できるよう環境づくりに努めます。
- ・団体連絡会議を開催して、障がい者団体とボランティア団体との交流の場を提供します。

福祉総務課

福祉ボランティア活動の中核を担っている社会福祉協議会に対し、運営費等を補助し引き続き活動を支援する。

各種のボランティア養成講習会を開催し、担い手の発掘・養成を図る。

災害ボランティアセンター立上げ訓練に職員も参加し、活動を支援する。

《令和5年度の取組の評価》

地域振興課

- ・市民活動センターは年間を通じて市民活動や地域活動などの場を提供する拠点となっています。さらに、各分野の団体とのつながりを構築するために、「まちづくりサポートネット元気な入間」と連携し、登録団体の交流会を通じて福祉ボランティア活動だけでなく、市民活動や地域活動のきっかけとなる場の提供を行っていきたいと考えています。

地域保健課

- ・福祉部門登録団体連絡会議の開催（年1回）
- ・障がい者団体とボランティア団体との交流の場の提供
→ 会議にて、希望する団体の活動紹介を実施。

福祉総務課

サロン活動の支援、ボランティアの養成、地域ささえあい活動等のボランティアに関する活動を支援するため、福祉ボランティア活動の中核を担っている社会福祉協議会に対し、運営費の補助を行った。

各種のボランティア養成講習会を開催し、担い手の発掘・養成が図られ、いるま福祉交流会を開催し、地域住民同士の話し合いの機会を設け、地域の課題等を知ることにより、ボランティア意識の醸成が図られた。

災害が起きた場合の入間市災害ボランティアセンター立上げ訓練を、社会福祉協議会が入間市防災訓練に合わせて実施し、入間市災害ボランティアセンターの設置、運営における連携強化が図られた。

《令和3～5年度の総括》

地域振興課

- ・市民活動センターを活動拠点として、市民活動、地域活動等の場の提供を行っていることから、「まちづくりサポートネット元気な入間」と連携して、福祉ボランティア活動に限らず、市民活動、地域活動のきっかけとなる場の提供と市民活動センター登録団体等へ必要に応じて情報提供を概ね実施できました。

地域保健課

○令和3年度は、会議も書面で行ったりしていたが、令和4年度からは対面での会議に戻し顔の見える関係で対話ができました。

○令和5年度からは、各団体の活動状況などを発表する時間を設け、団体間の交流に努めています。

福祉総務課

福祉ボランティア活動の中核を担っている社会福祉協議会に対し、サロン活動の支援、ボランティアの養成等の各種ボランティアに関する活動を支援するため、運営費の補助を

行い、担い手の発掘・養成が図られた。

コロナ禍のため中止となっていたいるま福祉交流会を令和4年度から開催し、地域住民同士の話し合いの機会を設け、地域の課題等を知ることにより、ボランティア意識の醸成が図られた。

令和3年度に、社協と災害ボランティアセンター設置・運営等の協定を結び、入間市防災訓練に合わせて入間市災害ボランティアセンター立上げ訓練を行い、実際に災害が起きた場合のボランティアセンターの設置、運営における連携強化が図られた。

《障がい者福祉プラン取組評価（達成度）》

地域振興課 「達成・概ね達成」 達成率 90%以上

地域保健課 分類なし

福祉総務課 「達成・概ね達成」 達成率 90%以上

重点課題(7) 障がい者のスポーツ、文化活動、余暇活動等への支援

施策 1 1	障がい者のスポーツ・文化活動を支援する
◆令和3～5年度の取組状況 ※プランには概ね次の点が記載されています。 ・障がい者の創作・文化活動の支援 ・障がい者のスポーツ活動の促進 《令和5年度の取組（年度当初予定）》 スポーツ推進課 ・障がい者のスポーツ活動の促進 ・入間市スポーツ賞表彰規定に基づき、表彰に該当する障がい者スポーツ大会において優秀な成績を修めた者に優秀選手賞及び優秀団体賞を授与、また、スポーツ・レクリエーション大会出場選手奨励金交付要綱に基づき、奨励金交付に該当する障がい者スポーツ大会に出場が決定した個人及び団体に対し、奨励金を交付し、障がい者のスポーツ活動を支援及び推進する。 ・事業の開催要項や広報等、事業実施の市民周知を行う際に、障がいのある方でも参加しやすい環境がある旨（例：車椅子での観覧スペースの確保がある。）を記載し、障がい者のスポーツ活動を推進し、参加しやすい配慮を行う。 また、障がい者スポーツに関する事業の後援を積極的に受け、広報掲載など市民周知への協力など障がい者スポーツの認知に努める。 ・武道館改修工事において、障がい者の方も利用しやすい多目的トイレの新設（2階）及び改修（1階）を予定している。 社会教育課（公民館所管） ・障がい者の創作・文化活動の支援 各公民館で開催される文化祭や作品展では、地域の福祉施設等に通知や募集要項を配布するなど、障がい者の参加の促進に努めます。 障がい者の文化活動への参加を支援し、公民館での文化活動へ気軽に参加いただけるようPRに努めます。	

作品募集にあわせ、文化祭開催のお知らせを配布し、文化祭への参加・来場を促します。

文化祭において、障がい者団体等に参加していただき、文化活動・創作活動の成果を発表することにより、地域住民との交流を促進します。

・障がい者のスポーツ活動の促進

関係課と連携して、場所の提供及び事業の実施に取り組みます。

地域振興課

文化振興において、手話通訳、要約筆記、ヒアリンググループを活用し、障害者が気兼ねなく文化に触れ合える環境づくりを推進します。

また、障害者や障害者団体を迎え入れ、積極的な文化振興を図っていきます。

地域保健課

(スポーツ活動)

- ・コロナ禍のため、スポーツ事業の実施については、参加者の安全等を最優先とし、実施する際は、障害者がスポーツ競技を楽しみ、障害者とボランティア等の参加者が交流できる機会をつくります。

障害者フライングディスク大会 (1回開催)

元気な入間「障害者スポーツ大会」(1回開催)

障害者ボッチャ大会(1回開催)

埼玉県主催の「彩の国ふれあいピック」へ参加の呼びかけ(2回)

- ・障害者手帳をお持ちの方には、令和5年度から健康福祉センタートレーニング室の利用料を有料化(1回100円)し、初回講習会においては、必要に応じて個別に対応をしていきます。

- ・障害者団体へ地域保健課所有のスポーツ関係備品を貸し出します。

(文化活動)

- ・元気な入間「障害者スポーツ大会」開催時には、大会をテーマにした絵画を募集します。大会当日には、会場に掲示し、来場者に投票いただき、上位2作品は、次年度開催時のポスター及びプログラムに使用します。

- ・健康福祉センターまつりが3月に開催される際は、「障害のある方の作品展」を実施し、絵画、書道などの作品を募集し展示を行います。

《令和5年度の取組の評価》

スポーツ推進課

- ・老若男女、障害の有無に関係なく参加できるスタンプラリー事業を実施した。障がい者の有無など参加者の属性確認はしていない為、障がい者の参加は確認できていない。

※事業延べ参加者数1,746人

- ・スポーツ賞については、表彰に該当する障がい者スポーツ大会において優秀な成績を修めた市内特別支援学校の生徒2名に優秀選手賞を授与した。また、奨励金については、前述した2名を含む市内特別支援学校の生徒計6名に対し、交付を行った。
- ・事業実施の際に、障がいのある方へ配慮した周知については不十分な点があった。限定された方法での周知となることから、周知方法については研究を進める。
- ・武道館・弓道場改修工事において、障がい者の方も利用しやすい多目的トイレの新設(2階)及び改修(1階)を行っている。
- ・運動公園プール改修工事において、障がい者の方も利用しやすい多目的トイレの改修や段差解消などを行った。

社会教育課（公民館所管）

扇町屋公民館 該当なし

扇町屋公民館久保稻荷分館 該当なし

東町公民館

文化祭において、例年、社会福祉施設の方々に参加していただき、文化活動・創作活動の成果を発表いただいていたのですが、今回は辞退され、不参加となりました。

黒須公民館 該当なし

黒須公民館高倉分館

「大樹の里」に文化祭開催時に来場者用として駐車場を借用させていただくと共に文化祭を開催している旨ご案内しました。

東金子公民館

障がい者団体に文化祭への参加について確認し、「大樹作業所」に出店団体として参加いただきました。

金子公民館 該当なし

宮寺公民館 該当なし

宮寺公民館二本木分館 該当なし

藤沢公民館

文化祭において、ふじさわ大樹作業所に出店団体として参加していただきました。

藤沢公民館藤の台分館 該当なし

東藤沢公民館 該当なし

西武公民館 該当なし

地域振興課

活気に満ちた市民文化が形成された「まち」を目指し、本市の特性を活かした市民文化の振興として、障害者が気兼ねなく文化に触れ合える環境づくりを図る取り組みをしました。

いるま「太鼓」セッションでは、積極的な障害者への文化活動の支援のため、参加団体に障害者団体を迎え入れました。

入間万燈まつりでは、「祝い開き」等のセレモニーに手話通訳者を配置し、障害者が楽しんで文化に触れ合える環境づくりに努めました。

地域保健課

（スポーツ活動）

障害者フライングディスク大会 （1回開催、116人）

元気な入間「障がい者スポーツ大会」（1回開催、335人）

障害者ボッチャ大会（1回開催、48人）

令和5年度から健康福祉センタートレーニング室の利用料を有料化（1回100円）。

《令和3～5年度の総括》

スポーツ推進課

令和3年度に、スポーツ賞と奨励金について、特別支援学校を含む市内小中学校、市内

および近隣高等学校に推薦、申請を依頼し周知を図るなどした。そして令和5年度には市内特別支援学校の生徒がスポーツ賞での表彰や奨励金交付を受けており、障がい者のスポーツ活動の支援及び推進という面で一定の成果があった。しかし、事業実施の際に、障がいのある方へ配慮した周知が不十分であったことから、今後も継続して取り組む必要がある。

社会教育課（公民館所管）

文化祭の案内やの参加を促すことで、文化活動を支援することにつながった。

地域振興課

要約筆記、ヒアリンググループは活用はありませんでした。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各イベントは中止となりましたが、令和4年度は3年ぶりに規模を縮小しての開催、令和5年度は4年ぶりの通常開催となりました。

いるま「太鼓」セッションでは、多くの障害者団体が参加し、会場は賑わっていました。

入間万燈まつりでは、「祝い開き」等のセレモニーに手話通訳者の配置を継続し、障害者が楽しんで文化に触れ合える環境づくりに努めました。

地域保健課

元気な入間「障がい者スポーツ大会」については、令和2年～4年まで実施することができませんでした。4年ぶりの開催となりました。

また、障がい者ボッチャ交流会も開催することができ、少しずつ障がい者スポーツの活動ももどいてきました。

健康福祉センターまつりが、講演会の形式で開催されたので、各団体の紹介を模造紙にて行いました。

《障がい者福祉プラン取組評価（達成度）》

スポーツ推進課	分類なし
社会教育課（公民館所管）	分類なし
地域振興課	「悪化」 達成率-10%未満
地域保健課	「改善」 達成率 50%以上 90%未満

重点課題(8) 移動等の円滑化の促進

施策12	だれもが安心して使いやすい施設とするために
◆令和3～5年度の取組状況	
※プランには概ね次の点が記載されています。	
・公共施設等を整備する際の障がい者の意見を反映する機会の確保	

《令和5年度の取組（年度当初予定）》

教育総務課

公共施設マネジメント事業計画による学校の統廃合により、校舎の新築もしくは建替えを行う場合や、小規模範囲の改修工事についても、限られた整備内容となるが、ユニバーサルデザインの推進のため、障がい者の意見を反映するよう努める。

- ・ 藤沢東小学校校舎便所改修工事实施設計業務
- ・ 藤沢南小学校校舎便所改修工事实施設計業務
- ・ 金子小学校校舎便所改修工事实施設計業務
- ・ 豊岡小学校外15校職員便所大便器改修工事实施設計業務
- ・ 藤沢小学校校舎便所改修工事
- ・ 藤沢東小学校屋内運動場共用便所改修等工事
- ・ 豊岡中学校外10校職員便所大便器改修工事实施設計業務
- ・ 上藤沢中学校屋内運動場便所改修等工事实施設計業務

区画整理課

- ・ 区画整理地内において、街路築造工事の実施及び修繕
- ・ 高齢者、障害者等をはじめ不特定多数の方が利用する施設、公園、道路などの整備については、埼玉県福祉のまちづくり条例及び施行規則で定める整備基準を遵守し実施する。

公共施設マネジメント推進課

公共施設を整備する際は、「公共施設保全計画」（ユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する考え方等を含む）に沿った整備となるよう、全庁的に協議していくこととなります。

市民安全課（元危機管理課）

信号機等の設置に関して、障がい者用の対応が可能なものについて、警察署と連携し意見が反映されるよう取り組みます。

都市計画課

- ・ 公共施設等を整備する際の障がい者の意見を反映する機会の確保
（公共交通）
コミュニティバスに関する説明会の開催要望があれば対応していく予定。
（みどり公園）

公園整備等を実施する際は、入間市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例及び埼玉県福祉のまちづくり条例に準拠し行う。

道路管理課

公共施設等を整備を実施する際には、埼玉県福祉のまちづくり条例に準拠し、障がい者の意見を反映する機会を設け進めていくことと致します。

《令和5年度の取組の評価》

教育総務課

令和5年度取組予定の事業について、一部で未実施の工事もあるが、概ね計画どおり実施した。また、定とは別に、障がい児を新たに受け入れる学校の環境整備を実施した。

区画整理課

都市計画道路 3・4・26 北口中央通り線の歩道について、埼玉県福祉のまちづくり条例設計ガイドブックを基に設計・築造を行った。また、イ歩道部（6）（横断歩道に接続する歩道縁端部の構造）については、一部UDブロックを採用し、車いす利用者に配慮した施設とした。

公共施設マネジメント推進課

担当課と工事内容の協議を行い、令和5年度の工事のうち4施設は、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する考え方等に沿った整備を行いました。

市民安全課（元危機管理課）

令和5年度は、障がい者用の対応が可能な信号機等の設置はありませんでした。

都市計画課

（公共交通）

令和5年度は、コミュニティバスに関する説明会の開催要望がなく、未開催のため評価なし。

（みどり公園）

令和5年度は、公園灯の設置と遊具・施設等の点検を行い、老朽化や破損した遊具の修繕や補修と危険な遊具の撤去を行ったため、評価なし。

道路管理課

大規模な公共施設等の整備を実施していない状況であるため、取組予定に挙げた、障がい者の意向を反映する機会がありませんでした。

《令和3～5年度の総括》

教育総務課

年度毎の取組予定の事業について、概ね計画どおり実施した。

引き続き、便所改修等を計画的に進め、障がい者の意見を反映するよう努めていく必要がある。

区画整理課

区画整理事業で築造する歩道については、全てセミフラット形式で築造し、道路内の段差を解消している。また歩道幅員についても、有効幅員 2.0m以上確保できるように計画・施工を行っている。また、巻き込み部については一部UDブロックを採用し、視覚障がい者にも、車いす利用者にも配慮した施設としている。

公共施設マネジメント推進課

令和3～5年度に発注した工事のうち、令和3年度に7施設、令和4年度に5施設、令和5年度に4施設の計16施設をユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する考え方等に沿った整備となるように協議を行い、工事を実施しました。

市民安全課（元危機管理課）

令和3年度には、埼玉県立入間わかき高等特別支援学校付近交差点に、同校生徒の利用を主な目的として押しボタン信号が設置されるなど、警察と連携し交通安全の推進を図ることができました。

都市計画課

（みどり公園）

遊具・施設等の点検を行い、使用不可等の点検結果を受け、更新及び老朽化や破損した遊具・施設等の修繕や撤去を行った。

道路管理課

大規模な公共施設等の整備を実施していない状況であるため、取組予定に挙げた、障害者の意向を反映する機会はありませんでした。今後は、維持補修を行う際、可能な範囲で意向を反映する機会を設けたいと考えています。

しかし、維持補修の多くは、緊急性が高く、新たな整備まですることが非常に難しいため、現状は厳しいと考えています。

《障がい者福祉プラン取組評価（達成度）》

教育総務課	分類なし
公共施設マネジメント推進課	分類なし
市民安全課（元危機管理課）	分類なし
道路管理課	分類なし
区画整理課	「やや改善」 達成率 10%以上 50%未満
都市計画課	「変化なし」 達成率-10%以上 10%未満

基本方針5 権利擁護

重点課題(9) 権利擁護の推進

施策13	成年後見制度の周知と成年後見制度利用支援事業の推進
◆令和3～5年度の取組状況	
※プランには概ね次の点が記載されています。	
・ 障がい者やその家族を対象とした成年後見制度についての講座の実施	
・ 市民後見人養成講座の実施	
・ 法人後見事業の体制の充実	

- ・市民後見人研修等の支援体制の確立

《令和5年度の取組（年度当初予定）》

福祉総務課

入間市社会福祉協議会への委託により法人後見事業（成年後見制度促進事業含む）を実施する。

- ・市民を対象とした成年後見制度に関する講演会を開催し、普及啓発を図る。
- ・市民後見人養成講座を実施し、成年後見制度の担い手の育成に取り組む。
- ・市民からの制度や後見等の相談への対応や後見人等の受任等、法人後見事業の体制の充実を図る。また、成年後見制度利用促進計画の策定及び中核機関の設置に向けた準備に取り組む。
- ・市民後見人養成の修了者へのフォローアップ研修を実施し、市民後見人（後見支援員）のスキルアップを図る。

高齢者支援課

引き続き地域包括支援センター等と協力し、成年後見制度の周知を進め、成年後見制度利用支援事業を活用し、高齢者の権利擁護に努める。

障害者支援課

○障がい者やその家族を対象とした成年後見制度についての講座の実施

障害者基幹相談支援センターや社会福祉協議会と連携しながら、市民向けのみならず支援者向けの講座を実施していくとともに、市民講座や障害者週間事業等において制度の周知に努めていく。

○市民後見人養成講座の実施

社会福祉協議会等と連携しながら講座を実施し、市民後見人の養成に取り組んでいく。

《令和5年度の取組の評価》

福祉総務課

- ・成年後見制度講演会については、障がい者やその家族も対象として、障がいのある方の「親なきあと」と成年後見制度をテーマに開催し、制度の利用促進を図ることができた。
- ・市民後見人養成講座については、基礎編を令和6年1月25日から同年2月29日までの間、全5日間の日程で開講、11名が受講し、8名が修了した。
- ・法人後見事業については、市民から法人後見を含む様々な相談に対応するとともに、法人後見運営委員会の受任調整を経て、後見等を受任することができた。また、市民後見人養成講座の修了者を後見支援員として活用し、体制の充実を図ることができた。
- ・市民後見人（後見支援員）へのフォローアップ研修については、成年後見制度のミニ講座や情報交換等を行い、スキルアップを図ることができた。
- ・成年後見制度講演会（令和6年1月実施）
- ・市民後見人養成講座（基礎編）全5日
11名受講（修了者8名）
- ・法人後見事業
令和5年度 相談受付件数 54件（実数値）、新規受任件数 3件

法人後見運営委員会 4回開催

- ・市民後見人（後見支援員）へのフォローアップ研修 全3回

高齢者支援課

令和5年度の成年後見制度利用支援事業による申立件数は12件、報酬助成件数23件であった。また、相談により複数件申立支援を行った。関係課や地域包括支援センター等との連携により利用促進は図られていると考えている。

障害者支援課

- 障がい者やその家族を対象とした成年後見制度についての講座の実施

窓口や障害者週間事業において、成年後見制度の周知を図ることができました。

- 市民後見人養成講座の実施

社会福祉協議会主催の市民後見人養成講座に講師協力し、市民後見人の養成に取り組むことができました。

《令和3～5年度の総括》

福祉総務課

- ・障がい者やその家族を対象とした成年後見制度についての講座の実施
- ・市民後見人養成講座の実施
- ・法人後見事業の体制の確立
- ・市民後見人研修等の支援体制の確立

令和元年度5月から入間市社会福祉協議会への委託により法人後見事業を開始し、より制度利用者のニーズにあった選択が可能となった。制度の担い手となる人材育成については、市民後見人養成講座（基礎編・実践編）を実施し、講座修了者後は、法人後見事業の後見支援員や日常生活自立支援事業の生活支援委員として従事されている。

- 障がい者やその家族を対象とした成年後見制度についての講座

令和3年度 実施なし

令和4年度 「親なき後と成年後見制度」

令和5年度 「親なき後と成年後見制度」第2弾

- 市民後見人養成講座

令和3年度 市民後見人養成講座（基礎編）令和4年1月20日～2月16日 全5日

受講者 21名（19名+前回の講座未受講者2名）

修了者 21名（19名+前回の講座未受講者2名）

令和4年度 市民後見人養成講座（実践編）令和4年10月14日～12月1日 全5日

受講者 13名

修了者 10名

令和5年度 市民後見人養成講座（基礎編）令和6年1月25日～2月29日 全5日

受講者 11名（10名+前回の講座未受講者1名）

修了者 8名（7名+前回の講座未受講者1名）

- 法人後見事業

令和3年度 新規受任件数1件、相談受付件数49件（実数値）

令和4年度 新規受任件数5件、相談受付件数63件（実数値）
 令和5年度 新規受任件数3件、相談受付件数54件（実数値）

高齢者支援課

申立件数は年度によりばらつきがあったが、地域包括支援センター等と連携し、必要なケースは速やかに成年後見制度利用に繋がられるよう対応した。この3年間で更に利用促進は図られたと考えている。

○市長申立件数 令和3年度：19件 令和4年度：25件
 ○報酬助成件数 令和3年度：18件 令和4年度：27件

障害者支援課

・社会福祉協議会や関係課等と連携し、成年後見制度の周知をすすめ、成年後見制度利用支援事業の活用を図った。

《障がい者福祉プラン取組評価（達成度）》

福祉総務課 「達成・概ね達成」 達成率 90%以上
 高齢者支援課 「達成・概ね達成」 達成率 90%以上
 障害者支援課 「変化なし」 達成率-10%以上 10%未満

施策14	障がい者の権利をまもる
◆令和3～5年度の取組状況 ※プランには概ね次の点が記載されています。 ・市職員への研修等の実施 ・障害者差別解消支援地域協議会の体制整備 ・障害者差別解消支援地域協議会の差別解消についての取組の推進 ・障がい者虐待防止のための連携協力体制の強化 ・障がい者の権利をまもるための条例 《令和5年度の取組（年度当初予定）》 人事課 ・新規採用職員に対し、人権問題や障がい者の福祉について、理解の促進を図るよう研修等を実施する。 ・公務員として、人権問題についての正しい理解を深めるため、テーマを検討し、人権問題研修を実施する。 障害者支援課 ○令和5年度も4回の障害者自立支援協議会の開催を予定しており、そのなかで障害者差別解消支援地域協議会として障がい者の差別解消に係る意見交換等を行う予定であり、障害者基幹相談支援センターや障害者相談支援センターりぼん等と障がい者差別に関する情報収集等について協議していく。併せて、障害者差別解消に向けた普及・啓発に努めていく。	

- 障がい者虐待に関する相談や通報等については、関係部署や障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所等と連携し、事実確認等早期に対応することで、被害者等の安全確保に努めていく。また職員は資質の向上を図るため、県の障害者虐待防止・権利擁護研修に積極的に参加していく。

《令和5年度の取組の評価》

人事課

- ・新規採用職員研修（中期）の研修科目として「人権問題」「障害者の福祉」を実施し、新規採用職員 43 名が受講した。公務員として必要な人権問題や障害者福祉についての正しい認識と合理的配慮についての理解の促進が図られた。
- ・新任課長職を対象とした人事管理研修において、「障害がある職員への合理的な配慮について」を研修科目の一つとして実施し 12 名が受講した。障害者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務についての認識と理解の徹底が図られた。

障害者支援課

- 年4回開催した障害者自立支援協議会のなかで障害者差別解消支援地域協議会として障がい者の差別解消に係る意見交換等を行い、障害者基幹相談支援センターや障害者相談支援センターりぼん等と障がい者差別に関する情報収集等について協議をおこなった。
- 障がい者虐待に関する相談や通報等については、関係部署や障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所等と連携し、事実確認等早期に対応した。また、職員の資質の向上を図るため、県の障害者虐待防止・権利擁護研修に参加した。

《令和3～5年度の総括》

人事課

継続して職員研修を実施することで、障害者への理解や合理的配慮などについて啓発を行い、共生社会の担い手としての職員の育成に取り組むことができた。

今後、より多くの職員が受講し理解をさらに深めることができるよう、研修の実施内容や対象者について適宜見直しを図りながら、継続して職員研修に取り組む。

障害者支援課

- 障害者差別解消に向けた普及啓発について

障害者自立支援協議会のなかで障害者差別解消支援地域協議会として障がい者の差別解消に係る意見交換等を行い、生涯学習フェスティバルにオンラインで参加し、「合理的配慮」や「共生社会」について啓発を行った。

- 障害者虐待に関する対応について

障害者虐待に関する相談や通報等について、関係部署や障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所等と連携し、事実確認等早期に対応した。また、職員の資質の向上を図るため、県の障害者虐待防止・権利擁護研修に参加した。

《障がい者福祉プラン取組評価（達成度）》

人事課 「改善」 達成率 50%以上 90%未満

障害者支援課 「変化なし」 達成率-10%以上 10%未満

《障がい者福祉プラン取組評価（達成度）》について

令和5年度は前期プランの計画期間（令和3～5年度）の最終年だったため、3年間の達成度を担当部署が次のルールにより、施策ごとに自己評価したものです。

各施策の取組の達成度を一律の基準で示すため、次の5段階で自己評価する。

《達成度と判定基準》

- 1 「達成・概ね達成」 達成率 90%以上
- 2 「改善」 達成率 50%以上 90%未満
- 3 「やや改善」 達成率 10%以上 50%未満
- 4 「変化なし」 達成率-10%以上 10%未満
- 5 「悪化」 達成率-10%未満

分類なし 目標値が数値ではなく、達成状況を達成率で分類できないもの、または取組内容を変更した等の理由で、達成率を判定できないもの。